

磐田市告示第56号

磐田市手数料条例（平成17年磐田市条例第67号）の「都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に係る認定の申請」、及び「同法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画変更に係る認定の申請」「都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付」の部の市長が定める機関を次のように定め公示する。

令和7年3月26日

磐 田 市 長 草 地 博 昭

申請の区分	市長が定める機関
非住宅建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下、「基準省令」という。）Iに規定する住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。）に係る申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関
住宅に係る申請（基準省令Iに規定する住宅をいう。）	登録建築物エネルギー消費性能判定機関 又は登録住宅性能評価機関
複合建築物（基準省令Iに規定する住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。）の住宅以外の用途に供する部分に係る申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関
複合建築物の住宅の用途に供する部分に係る申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関

（注）1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。

（注）2 登録住宅性能評価機関とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

附 則（令和7年3月26日制定）

- この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- 令和6年磐田市告示第65号は、令和7年3月31日限り廃止する。